

告 示

埼玉県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア深谷荒川店

埼玉県深谷市荒川千五十外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 利用者が駐車場から店舗へ向かう際は、危険のないよう誘導員を配置する
などし、「歩行者専用出入口」を利用するよう対応してください。
- (2) 車が駐車場から市道側へ出る際は県道側（西側）へ誘導してください。幅員の狭くなる東側へ出ないようにしてください。
- (3) 花園小学校、花園中学校の学区になっているので、学校に連絡を入れていただくとともに、車両の出入口には人的配置をし、安全確保に十分努めてください。

二 縦覧期間

平成三十年六月一日から平成三十年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター